令和７年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会

日　　時：令和８年２月 16 日（月）16:00～17:00
場　　所：プラザ洞津　２階 飛翔

１　開会あいさつ

２　新市町長紹介

３　協議事項
（１）規約改正について

４　報告事項
（１）令和8年度当初予算について　総務部
（２）スフィア基準に基づく避難所環境改善に向けた取組について　防災対策部

５　その他

６　閉会あいさつ

配付資料
【資料１】規約改正について
【資料２】令和８年度当初予算について
【資料３】スフィア基準に基づく避難所環境改善に向けた取組について

令和７年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」名簿

令和8年2月16日

会長	三重県知事	一見勝之
副会長	三重県市長会会長	森智広
	三重県町村会会長	水谷俊郎
	三重県副知事	野呂幸利
委員（市町）	津市長	前葉泰幸
	四日市市長	森智広
	伊勢市長	鈴木健一
	松阪市長	竹上真人
	桑名市長	伊藤徳宇
	鈴鹿市長	末松則子
	名張市長	北川裕之
	尾鷲市長	加藤千速
	亀山市長	櫻井義之
	鳥羽市長	小竹篤
	熊野市長	河上敢二
	いなべ市長	日沖靖
	志摩市長	橋爪政吉
	伊賀市長	稲森稔尚
	木曽岬町長	三輪一雅
	東員町長	水谷俊郎
	菰野町長	諸岡高幸
	朝日町長	矢野純男
	川越町長	城田政幸
	多気町長	筒井尚之
	明和町長	下村由美子
	大台町長	上瀬裕美
	玉城町長	辻村修一
	度会町長	中村忠彦
	大紀町長	服部吉人
	南伊勢町長	上村久仁
	紀北町長	尾上壽一
	御浜町長	大畑覚
	紀宝町長	向井美樹也

委員（県）	知事	一見勝之
	副知事	服部浩
	副知事	野呂幸利
	危機管理統括監	清水英彦
	総務部長	後田和也
	デジタル推進局長	横山正吾
	政策企画部長	長﨑禎和
	地域連携・交通部長	生川哲也
	スポーツ推進局	藤本典夫
	南部地域振興局長	関美幸
	防災対策部長	田中誠徳
	医療保健部長	松浦元哉
	子ども・福祉部長	竹内康雄
	環境生活部長	楠田泰司
	環境共生局長	佐藤弘之
	農林水産部長	枡屋典子
	雇用経済部長	松下功一
	観光部長	塩野進
	県土整備部長	藤井和久
	県土整備部理事	上村告
	会計管理者兼出納局長	天野圭子
	企業庁長	河北智之
	病院事業庁長	河合良之
	教育長	福永和伸
	警察本部長	敦澤洋司
	桑名地域防災総合事務所長	大平和輝
	四日市地域防災総合事務所長	西田憲一
	鈴鹿地域防災総合事務所長	杉野京太
	津地域防災総合事務所長	阪靖之
	松阪地域防災総合事務所長	中川実
	伊賀地域防災総合事務所長	川上正晃
	南勢志摩地域活性化局長	川北敏
	紀北地域活性化局長	鈴木さおり
	紀南地域活性化局長	天野長志

令和7年度　県と市町の地域づくり連携・協働協議会　総会　　座席表

令和8年2月16日（月）　プラザ洞津　2階「飛翔」

★マイク配置（計7本）

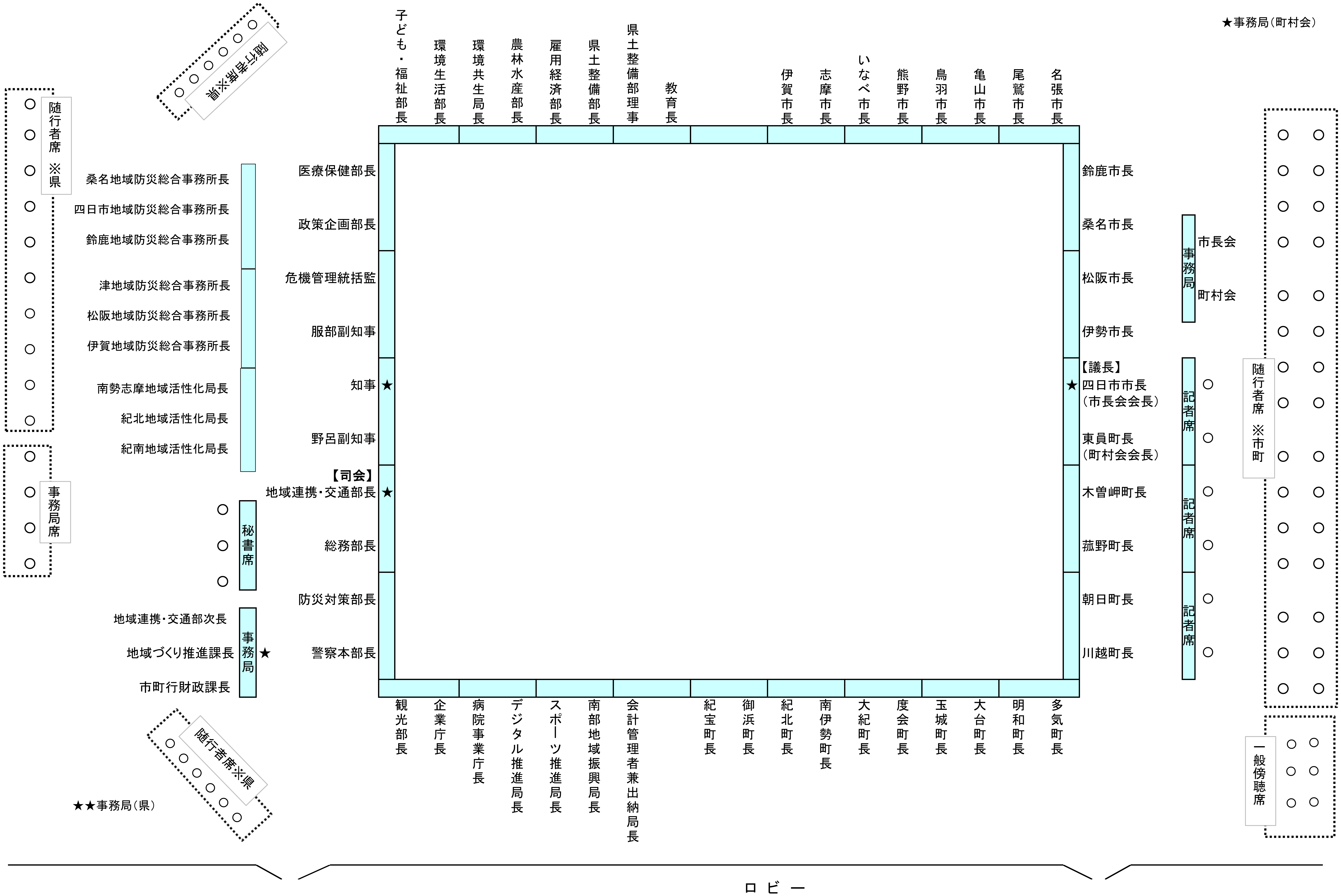

資料１

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」規約の改正（案）について

１　改正理由

会議の運営方法について、新たな規定を設けるものです。

２　改正概要

必要に応じて柔軟な会議の運営が可能となるよう、書面による会議についての規定を設けるものです。

３　施行期日

令和８年２月１６日

改正案

県と市町の地域づくり連携・協働協議会規約

第１章　総則

（名称）

第１条　本協議会は、県と市町の地域づくり連携・協働協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、県と市町が連携の強化をはかり、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現を目指すものとする。

（協議等事項）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。

(1) 地域づくりにおける県と市町の連携・協働及び適正な役割分担のあり方に関する事項

(2) 地域主権社会の実現に向けた県から市町への分権に関する事項

(3) 県と市町における行政分野の専門性の向上に寄与する事項

(4) その他協議会の目的達成のために情報共有及び検討が必要な事項

第２章　組織

（協議会の構成及び運営）

第４条　協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

２　協議会における会議は、全県的な政策課題等を取り扱う全県会議、及び各地域における地域課題等を取り扱う地域会議で構成する。

３　協議会の運営は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会が協働して行うものとする。

４　本規約に基づく各種の会議の招集を所管する者は、やむを得ない事由により会議を開催する時間的余裕がないと認めるときその他正当な事由があると認めるときは、書面（電磁的方法による記録を含む。）による決定又は協議をもって会議に代えることができる。

５　別段の定めがない限り、本規約に基づく各種の会議の協議等事項は出席者の過半数をもって決定する。

６　会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。

７　会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

（役員）

第５条　協議会に、次の役員を置く。

(1) 会　長　三重県知事

(2) 副会長　三重県市長会会長、三重県町村会会長及び三重県地域連携・交通

部を担任する副知事

（役員の職務）
第６条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（事務局）
第７条　協議会の事務局は、三重県地域連携・交通部に置く。
２　次条に規定する全県会議は地域連携・交通部担当課が所管し、第 15 条に規定する地域会議は地域防災総合事務所及び地域活性化局（以下「地域防災総合事務所等」という。）担当室が所管する。

第３章　全県会議
（全県会議）
第８条　全県会議は、総会及び第 13 条に規定する調整会議（以下この章において「調整会議」という。）で構成する。
２　全県会議には、第 3 条に規定する事項の協議等を行うため、調整会議の決定に基づき第 14 条に規定する検討会議（以下この章において「検討会議」という。）を設置することができる。

（総会）
第９条　総会は、会長が招集する。

（総会の決定事項）
第 10 条　総会は、次に掲げる事項について決定する。
⑴第３条の規定による協議等事項の対応方針
⑵前号の規定によるもののほか、協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

（総会の議長）
第 11 条　総会の議長は、会長が指名する者とする。

（総会の定足数）
第 12 条　総会は、協議会の構成員（又はその代理人）の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

（調整会議）
第 13 条　調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。
⑴ 第３条に規定する事項に係る具体的な協議内容等
⑵ 第８条第２項の規定による検討会議の設置

(3) 第 10 条に規定する総会における決定事項及び総会への報告事項
(4) 第 17 条に規定する地域会議の調整会議への提案事項
2　調整会議は、市町企画担当課（室）、三重県部局主管課及び地域防災総合事務所等担当室の職員で構成する。
3　調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
4　調整会議は、三重県地域連携・交通部担当課長が招集する。

（検討会議）
第 14 条　検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。
2　検討会議は、協議等に関係する市町、三重県部局及び地域防災総合事務所等の職員で構成する。
3　検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
4　検討会議は、構成する者の中から互選された代表者が招集する。
5　前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、調整会議で別に定める。

第４章　地域会議

（地域会議）
第 15 条　地域会議は、円卓対話、円卓グループ対話及び第 17 条に規定する調整会議（以下この章において「調整会議」という。）で構成する。
2　地域会議には、第 3 条に規定する事項のうち地域における課題について協議等を行うため、調整会議の決定に基づき第 18 条に規定する検討会議（以下この章において「検討会議」という。）を設置することができる。
3　円卓対話は、市町を単位として開催する。
4　円卓グループ対話、調整会議及び検討会議は、原則として地域防災総合事務所等を単位として開催するが、協議等を行う課題に応じて、複数の地域防災総合事務所等又は個別の市町等を単位として開催することができる。

（円卓対話及び円卓グループ対話）
第 16 条　円卓対話は、第 3 条に規定する事項のうち市町固有の課題について、知事と市町長が議論し、課題に対して共通した認識を醸成するとともに、課題の解決に向けて１歩でも前に進めることを目的として開催する。
2　円卓グループ対話は、第 3 条に規定する事項のうち地域共通の課題について、知事と関係市町長が議論し、課題に対して共通した認識を醸成するとともに、地域における連携・協働に向けた協議を行い、住民サービスの向上や県と市町との連携の強化を図ることを目的として開催する。
3　円卓対話は、市町長と三重県知事で構成する。
4　円卓グループ対話は、原則として地域防災総合事務所等管内の市町長、三

重県知事、地域防災総合事務所長及び地域活性化局長（以下「地域防災総合事務所長等」という。）で構成する。

5　円卓対話及び円卓グループ対話は、必要に応じて別表に掲げる者及び前二項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

6　円卓対話及び円卓グループ対話は、地域防災総合事務所長等が招集する。

（調整会議）

第 17 条　調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。

(1)第 3 条に規定する事項のうち地域における課題に係る具体的な協議内容等

(2)第 15 条第 2 項の規定による検討会議の設置

(3)第 16 条に規定する円卓グループ対話における検討事項及び報告事項

(4)第 13 条に規定する全県会議の調整会議への提案事項

(5)その他協議会の目的達成のために地域において県と市町の調整が必要な事項

2　調整会議は、地域防災総合事務所等管内の市町関係部課（室）長、地域防災総合事務所長等及び地域防災総合事務所等担当室長で構成する。

3　調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

4　調整会議は、地域防災総合事務所長等が招集する。

（検討会議）

第 18 条　検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。

2　検討会議は、協議等に関係する地域防災総合事務所等管内の市町、地域防災総合事務所等及び三重県の地域機関等の職員で構成する。

3　検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

4　検討会議は、地域防災総合事務所等担当室長が招集する。

（その他）

第 19 条　第 15 条から前条までに定めるもののほか、円卓対話、円卓グループ対話、調整会議及び検討会議の運営に関し必要な事項は、調整会議で別に定める。

第 5 章　経費等

（経費）

第 20 条　協議会の運営に係る経費は、全県会議は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。また、地域会議は、原則として三重県が負担するが、三重県と関係市町との協議により関係市町に負担を求めることができることとする。

（雑則）

改正案

第 21 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規約は、平成２１年２月１０日から施行する。

（県と市町の新しい関係づくり協議会規約の廃止）

第２条　「県と市町の新しい関係づくり協議会規約（平成 18 年４月１日制定）」は、これを廃止する。

（経過措置）

第３条　この規約の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以前に「県と市町の新しい関係づくり協議会規約」第 14 条第１項の規定により設置された検討部会は、施行日以後において、第 14 条の規定により設置された検討会議とみなす。

２　この規約の施行日以前に、三重県が定めた「県と市町の地域づくり支援会議設置要綱（平成 19 年５月 22 日制定）」第６条の規定により設置された課題会議は、施行日以後において、第 18 条の規定により設置された検討会議とみなす。

附　則

この規約は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和４年２月１６日から施行する。

附　則

この規約は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和８年２月１６日から施行する。

改正案

別　表（第４条、第５条、第 16 条関係）

県と市町の地域づくり連携・協働協議会 名簿

役職名		役職名	
会　長	三重県知事	委　員 （県）	三重県知事
副会長	三重県市長会会長		三重県副知事
	三重県町村会会長		危機管理統括監
	三重県副知事		総務部長
委　員 （市町）	津市長		デジタル推進局長
	四日市市長		政策企画部長
	伊勢市長		地域連携・交通部長
	松阪市長		スポーツ推進局長
	桑名市長		南部地域振興局長
	鈴鹿市長		防災対策部長
	名張市長		医療保健部長
	尾鷲市長		子ども・福祉部長
	亀山市長		環境生活部長
	鳥羽市長		環境共生局長
	熊野市長		農林水産部長
	いなべ市長		雇用経済部長
	志摩市長		観光部長
	伊賀市長		県土整備部長
	木曽岬町長		県土整備部理事
	東員町長		会計管理者兼出納局長
	菰野町長		企業庁長
	朝日町長		病院事業庁長
	川越町長		教育長
	多気町長		警察本部長
	明和町長		桑名地域防災総合事務所長
	大台町長		四日市地域防災総合事務所長
	玉城町長		鈴鹿地域防災総合事務所長
	度会町長		津地域防災総合事務所長
	大紀町長		松阪地域防災総合事務所長
	南伊勢町長		伊賀地域防災総合事務所長
	紀北町長		南勢志摩地域活性化局長
	御浜町長		紀北地域活性化局長
	紀宝町長		紀南地域活性化局長

（案）県と市町の地域づくり連携・協働協議会規約の一部改正(R8.2.16)　新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
第１章　（略）	第１章　（略）
第２章　組織 （協議会の構成及び運営） 第４条　（略）	第２章　組織 （協議会の構成及び運営） 第４条　（略）
２～３　（略）	２～３　（略）
４　本規約に基づく各種の会議の招集を所管する者は、やむを得ない事由により会議を開催する時間的余裕がないと認めるときその他正当な事由があると認めるときは、書面（電磁的方法による記録を含む。）による決定又は協議をもって会議に代えることができる。	
５　別段の定めがない限り、本規約に基づく各種の会議の協議等事項は出席者の過半数をもって決定する。	
６　（略）	４　（略）
７　（略）	５　（略）
第５条～第７条　（略）	第５条～第７条　（略）
第３章～第５章　（略）	第３章～第５章　（略）
附　則 （施行期日）　（略）	附　則 （施行期日）　（略）
（経過措置）　（略）	（経過措置）　（略）

改　　正　　後	現　　行
附　則 この規約は、平成２１年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、平成２４年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、平成２５年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、平成３０年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、令和２年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、令和３年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、令和４年２月１６日から施行する。 附　則 この規約は、令和４年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、令和５年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、令和６年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、令和８年２月１６日から施行する。 別　表（第４条、第５条、第16条関係）　（略）	附　則 この規約は、平成２１年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、平成２４年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、平成２５年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、平成３０年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、令和２年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、令和３年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、令和４年２月１６日から施行する。 附　則 この規約は、令和４年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、令和５年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、令和６年４月１日から施行する。 別　表（第４条、第５条、第16条関係）　（略）

令和8年度 当初予算等のあらまし

資料２

１．令和７年度２月補正予算の主要事業

２．令和８年度当初予算の主要事業

(1)南海トラフ地震対策の強化
(2)医療・介護提供体制の確保、健康づくり
(3)防犯等安全・安心の確保
(4)子どもの健やかな成長を支える環境づくり
(5)実効性のある人口減少対策の推進
(6)文化振興
(7)多文化共生の推進
(8)成長産業の育成、再生可能エネルギーの導入促進
(9)農林水産業の振興
(10)持続可能な観光地づくり
(11)インバウンド等に向けた戦略的な観光誘客
(12)世界遺産 熊野古道を生かした誘客
(13)公共交通の確保・充実
(14)公共事業
(15)三重県誕生150周年記念事業
(16)総合計画の推進

３．令和８年度に制定予定の主な条例

三 重 県

予算規模

○ 令和８年度当初予算の一般会計は、6.7%増の 8,929億円 過去最大

○ 当初予算と一体的に編成する前年度の補正予算と合わせた
16か月予算としては 9,389億円

一般会計当初予算額の推移

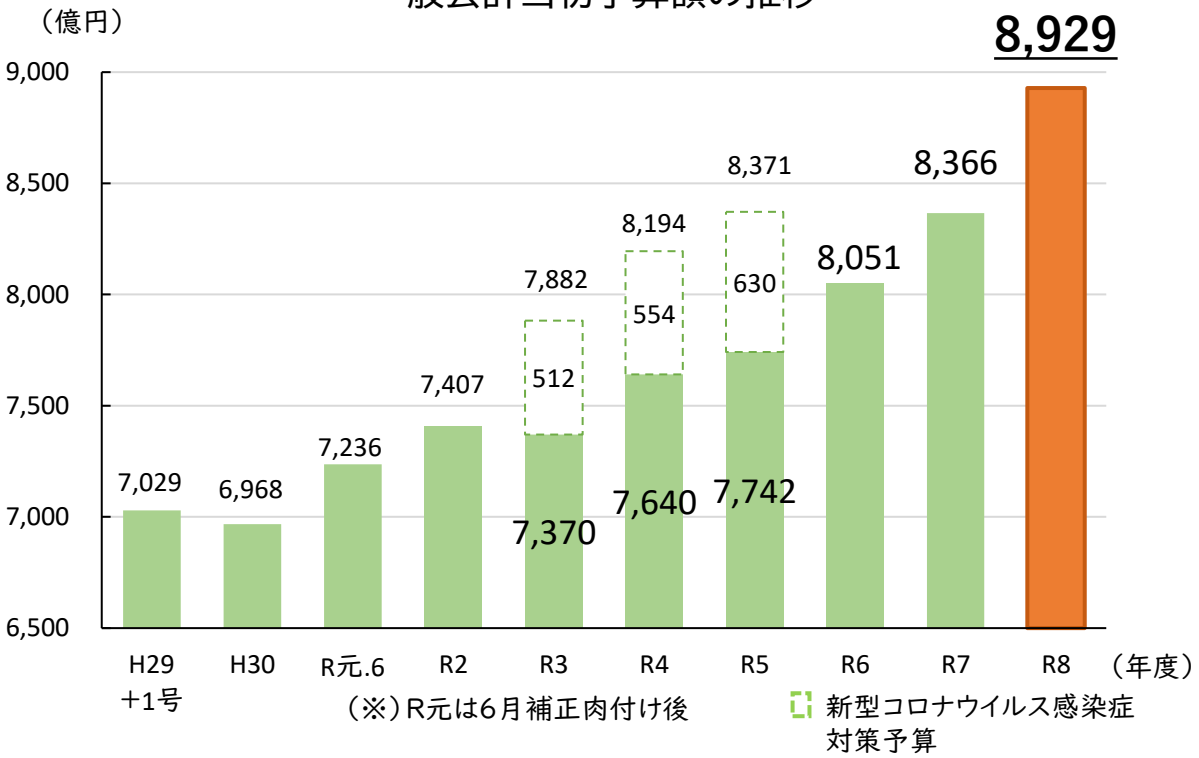

令和7年度予算と令和8年度予算の対比

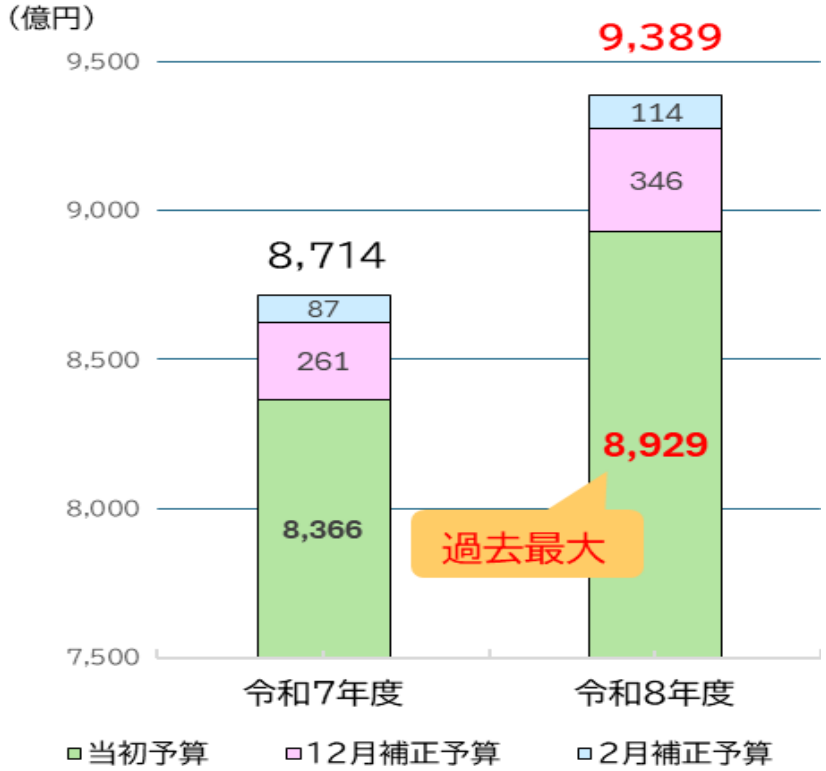

※12月補正、2月補正は当初予算と一体的に編成する前年度の補正
※令和7年度の12月補正には1月補正分も含む

1．令和７年度２月補正予算の主要事業　一般会計総額 114億円

物価高やエネルギー高騰に直面している生活者、事業者への支援

○　２月補正予算の規模は114億円
前年度の令和６年度２月補正（87億円）よりも30.7%の増

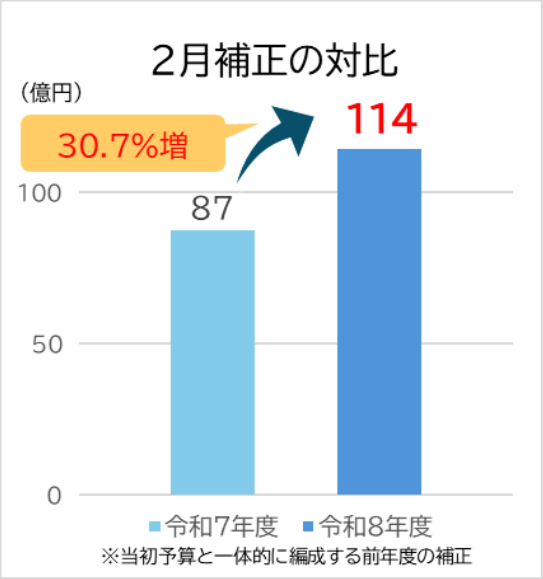

○ 主要事業

- 低所得のひとり親世帯への経済支援［514百万円］
- 生活困窮に直面する高齢者等に対する支援［295百万円］
- 医療機関や薬局等における診療に必要な経費の物価高騰に対応するための支援［932百万円］
- 県内中小企業・小規模企業の販路開拓・取引適正化支援［47百万円］

2．令和８年度当初予算の主要事業（主要施策と主な事業）

一般会計総額　８，９２９億円
［前年度比563億円（6.7%）増）］

県民の皆さんが安全・安心を感じながら元気に暮らせるよう、「みえ元気プラン」の最終年度として、これまで積み重ねた基礎を生かしつつ、本県がさらに発展していくための取組を推進

（※）は政策集関連

○ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり、実効性のある人口減少対策の推進

①「みえ子ども・子育て応援総合補助金」の両立支援強化と横展開の促進（※）［330百万円］
②児童相談所と警察が迅速に児童虐待の情報共有を行うシステムの構築［14百万円］
③学校問題ＡＤＲ（裁判外紛争解決手続）等の導入（※）［4百万円］

○ 南海トラフ地震対策の強化

④スフィア基準をふまえた避難所環境改善、孤立地域対策、津波避難タワー整備等の市町支援（いのちを守る防災・減災総合補助金）（※）［398百万円］

○ 多文化共生の推進

⑤「みえ地域日本語教育支援センター（仮称）」の新設［49百万円］

○ 観光振興

⑥インバウンド受入環境整備の支援とプロモーションの強化（※）［726百万円］
⑦世界遺産 熊野古道を生かした誘客［234百万円］

○ 産業振興

⑧ペロブスカイト太陽電池の実証支援（※）［15百万円］
⑨洋上風力発電に係るサプライチェーン構築、データセンター等への再エネ電源を活用した取組の基礎調査や研究（※）［5百万円］
⑩節水型乾田直播栽培技術等の実証試験［10百万円］

２．令和８年度当初予算の主要事業

一般会計総額　８，９２９億円
［前年度比563億円（6.7%）増）］

150th anniversary 三重県誕生150周年

❒当初予算と一体的に編成する補正予算の事業も含む。(※)は政策集関連事業。

(1)南海トラフ地震対策の強化

R８当初：619.7億円［前年度比2.1%増］

Ⅰ．県民の命と尊厳を守る／１．安全・安心な暮らしの実現

- 避難所環境改善、孤立地域対策、津波避難タワー整備等の市町支援(※)
  （いのちを守る防災・減災総合補助金）［398百万円］

  スフィア基準をふまえた指定避難所のプライバシー確保･滞在性向上のため、避難所環境改善事業枠をR7年度比で倍増(R7:4千万円⇒R8:8千万円)

避難所環境改善

津波避難タワー（紀宝町）

- 「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定の着手と「三重県広域受援計画」の改定(※)［28百万円］

(2)医療・介護提供体制の確保、健康づくり

R８当初：43.3億円［前年度比51.9%増］

Ⅰ．県民の命と尊厳を守る／１．安全・安心な暮らしの実現

- 新たな地域医療構想の策定に着手［29百万円］

  人口動態の変化や昨今の医療機関の厳しい経営状況等をふまえ、医療需要等の調査分析を実施

- 「三重県医師確保計画」の見直しや「医師偏在是正プラン」の策定(※)［838百万円］
- 看護職員、薬剤師、介護人材確保に係る計画等の見直しと取組の推進（※）
  （助産師の応援出向や薬学生の修学資金の支援、外国人介護人材の確保など）［68百万円］

- 分娩取扱施設の施設・設備整備や施設継続、承継後の安定経営への支援［578百万円］

(3)防犯等安全・安心の確保

R８当初：33.4億円［前年度比8.0%増］

Ⅰ．県民の命と尊厳を守る／１．安全・安心な暮らしの実現

- 特殊詐欺等の被害から県民を守るための広報啓発［28百万円］

過去最多の被害
特殊詐欺：発生件数487件、被害額約18億円　SNS型投資・ロマンス詐欺：発生件数362件、被害額約34億円※令和7年暫定値

(4)子どもの健やかな成長を支える環境づくり

Ｒ８当初：96.7億円［前年度比8.5％増］

妊産婦･乳幼児ケアなど　保育士確保など

- 子育て環境の充実や、仕事と子育ての両立に向けた取組の支援
  さらに、新たな子どもの居場所づくり補助金の創設による
  働く子育て世帯の支援(※)
  （みえ子ども・子育て応援総合補助金＋子どもの居場所づくり補助金）［330百万円］

- 児童相談所と警察が迅速に児童虐待の情報共有を行う
  システムの構築［14百万円］
- 子ども医療費補助金は新たに中学生通院医療費を対象に拡大
  （補助率1/8）［116百万円］

R5:未就学児の現物給付に係る所得制限の一部廃止(+1.3億円)
R6:医療費補助の対象を中学生年齢の入院まで拡大(+1.5億円)
R7:現物給付に係る市町補助の対象を中学生年齢の入院まで拡大(+1.９億円)

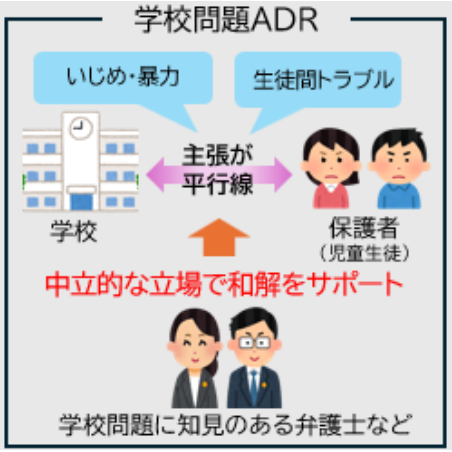

- ５歳児健診に係る研修や医師派遣に係る市町支援(※)［11百万円］
- 学校問題ＡＤＲ（裁判外紛争解決手続）等の導入(※)［4百万円］
- 自己肯定感を涵養する取組の更なる推進(※)［2百万円］　教員用の研修動画の作成と展開
- 学校給食への地場産物の活用促進に向けた新たな連携モデルの構築(※)［5百万円］

2．令和８年度当初予算の主要事業

(5)実効性のある人口減少対策の推進

R8当初：150.3億円［前年度比6.3％増］

Ⅱ．未来を拓く / ５．実効性のある人口減少対策の推進

＜ジェンダーギャップ解消＞

- アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組の推進(※)［19百万円］

企業トップ･リーダー層対象のワークショップ、働く女性対象の階層別講座やロールモデル交流会、若年層等を対象とした啓発

- 条例の制定に向けた検討(※)［4百万円］
- 新たな子どもの居場所づくり補助金の創設による働く子育て世帯の支援［30百万円］【再掲】

「みえ子ども･子育て応援総合補助金」による好事例を横展開

＜移住促進＞

- 「三重県移住促進計画（仮称）」の策定(※)［7百万円］
- ＡＩを活用した移住相談の仕組みの構築［3百万円］

(6)文化振興

R8当初：3.8億円［前年度比46.9％増］

Ⅱ．未来を拓く/４．住みやすさ・にぎわいの創出

- 県立美術館でＳＯＭＰＯ美術館等と連携した「アルベール・マルケ展（仮称）」等の開催(※)［85百万円］

(7)多文化共生の推進

R8当初：2.1億円［前年度比61.5％増］

Ⅱ．未来を拓く/４．住みやすさ・にぎわいの創出

- 「みえ地域日本語教育支援センター（仮称）」の新設［49百万円］

一元的相談窓口の開設、
オンライン教室･オンデマンド学習等を実施

2．令和８年度当初予算の主要事業

(8)成長産業の育成、再生可能エネルギーの導入促進

R８当初：32.1億円［前年度比14.6％増］

（Ⅱ．未来を拓く／１．時代の変化と潮流を捉えた産業振興）

- 県外スタートアップ企業の新たな誘致に向けた実証フィールドを活用した取組の支援（※）［67百万円］

  ・都市部の事業共創施設と連携した県内実証フィールドの提供

- 半導体関連産業のさらなる振興のための新たな方針の策定、情報発信や半導体人材の育成［21百万円］

  ・県内企業との連携による屋内外での実証

- ペロブスカイト太陽電池の実証支援（※）［15百万円］

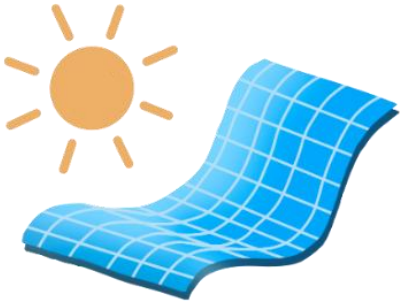

<ペロブスカイト太陽電池>
薄く、軽く、柔軟な特性を有する

- 環境学習情報センターでのペロブスカイト太陽電池を用いた体験型展示［10百万円］
- 洋上風力発電に係るサプライチェーン構築、データセンター等への再エネ電源を活用した取組の基礎調査や研究（※）［5百万円］

(9)農林水産業の振興

R８当初：78.4億円［前年度比1.9％増］

（Ⅱ．未来を拓く／１．時代の変化と潮流を捉えた産業振興）

- 節水型乾田直播栽培技術等の実証試験［10百万円］
- 「全国豊かな海づくり大会」のレガシーを継承した海業の取組の推進［45百万円］
- 森林由来Ｊ－クレジット創出促進（※）［14百万円］

2．令和８年度当初予算の主要事業

150th anniversary 三重県誕生150周年

観光振興
(10)持続可能な観光地づくり　R8当初：9.5億円［前年度比7.5％増］
(11)インバウンド等に向けた戦略的な観光誘客　R8当初：7.8億円［前年度比4.4％増］
※(10)(11)の計　R8当初：17.3億円［前年度比6.1％増］
（Ⅱ.未来を拓く／２．観光振興と三重の魅力のプロモーション）

『インバウンド拡大攻勢プログラム』　～インバウンド誘客～

外国人延べ宿泊者数:【前年(R6)比】153.2%(全国3位 1~11月同期間比 ※速報値)、回復の兆し

- インバウンドに対応した受入環境（観光インフラ）充実への支援（※）［626百万円］
  （宿泊施設の和洋室化、多言語案内表示の整備等）「避難表示等の多言語化」をメニューに追加
- 高付加価値旅行者向けの上質な宿泊施設の誘致(※)［1,839百万円の内数］
  スモールラグジュアリーに対応:小規模ホテル(5室以上)を含む宿泊施設の立地促進に向け補助制度を拡充
- 認知度向上に向けたプロモーションの強化(※)［100百万円］
  インフルエンサーの発信力の活用、観光・食・物産が一体となった情報発信等
- ゴールデンルート及び関西圏からの誘客促進(※)［40百万円］
  鉄道事業者との連携、海外ＯＴＡの活用等
- 主要空港からの県内誘客ルートに関する調査［20百万円］
- データに基づく「みえインバウンド誘客計画（仮称）」の策定(※)［1百万円］

宿泊施設の改修（和洋室化）
改修前

改修後

インフルエンサーによる県内視察（鳥羽市）

大都市圏等からの誘客

- 第63回神宮式年遷宮を契機に三重県への関心を高めるための、大都市圏向けの観光プロモーション［137百万円］
- 三重ならではの観光資源を生かした滞在型周遊観光やガストロノミーツーリズムの推進(※)［47百万円］

みえ旅レセプション2025

(12)世界遺産 熊野古道を生かした誘客

R8当初：2.3億円［前年度比10.7％増］

Ⅱ．未来を拓く / ２．観光振興と三重の魅力のプロモーション

＜宿泊施設・案内標識等の整備＞

- 高付加価値旅行者向けの上質な宿泊施設の誘致(※)
  ［1,839百万円の内数］【再掲】
- 国内外の旅行者が安全・安心かつ快適に滞在できる受入環境充実に向けた支援（※）（宿泊施設の和洋室化の整備等）［626百万円の内数］【再掲】
- 市町が実施する、案内標識やトイレの整備への支援［13百万円］

＜二次交通の確保＞

- 熊野古道伊勢路タクシーの実証運行［20百万円］

案内標識整備

宿泊施設の和洋室化

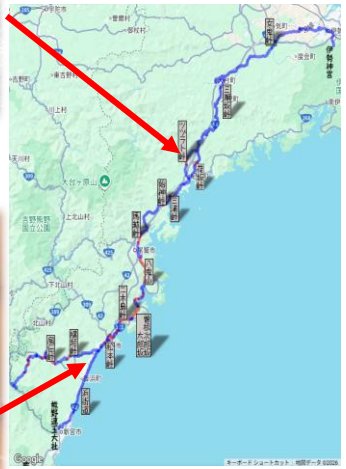

(13)公共交通の確保・充実

R8当初：2.6億円［前年度比43.1％増］

Ⅱ．未来を拓く / ２．観光振興と三重の魅力のプロモーション

- タクシー事業者と市町が連携した新たな公共ライドシェアモデルの実証(※)［55百万円］
- モビリティデータを活用した交通手段の導入や市町職員の“交通のプロ”育成への支援［30百万円］
- 女性や若者向けのバス運転士体験会の開催［4百万円］

名張市　公共ライドシェア
「コモコモらいど」

２．令和８年度当初予算の主要事業

150th anniversary 三重県誕生150周年

(14)公共事業

R8当初　：　931.8億円［前年度比1.1％増］
16か月予算：1250.1億円［前年度比1.6％増］

〔Ⅱ 未来を拓く ／３．公共交通・インフラの整備〕

● 国の「第１次国土強靱化実施中期計画」と資材価格・人件費の高騰をふまえた切れ目のない社会資本整備（※）［93,177百万円］

県単公共は国の地方財政計画の伸びに合わせて6.8%増
（道路除草や防草対策、老朽化対策等）

熊野道路

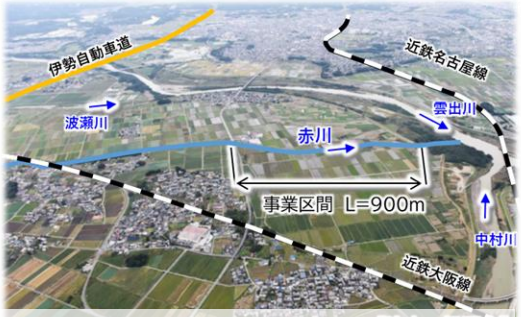

雲出川水系赤川

治山ダム

(15)三重県誕生150周年記念事業

R8当初：2.5億円［前年度比205.4％増］

〔Ⅱ．未来を拓く ／６．未来に向けた三重県誕生150周年記念事業〕

● 三重県誕生１５０周年記念事業［53百万円］

次世代を担う子どもたちに希望と笑顔を届ける記念式典等を開催

150th anniversary 三重県誕生150周年

(16)総合計画の推進

〔行政運営〕

● 「みえ元気プラン」の改定［13百万円］

３．令和８年度に制定予定の主な条例

●「三重県カスタマーハラスメント防止条例（仮称）」

県内で働く人の尊厳や安全・健康、事業者による事業活動を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた取組を社会全体で推進するための条例を制定

事業者向けカスハラセミナー

●「三重県自転車安全利用条例（仮称）」

自転車や特定小型原動機付自転車に係る交通事故の防止、交通事故による被害の軽減及び被害者の保護を図るため、自転車等の安全利用に特化した条例を制定

自転車乗車時のヘルメット着用

●「三重県森林由来Ｊ－クレジットの推進に関する条例（仮称）」

Ｊ－クレジットの創出と普及に向けた取組を進めていくため、Ｊ－クレジット制度を推進するための条例を制定

Ｊ－クレジット実施中の森林

●「三重県一般海域等管理条例（仮称）」

一般海域等を適正に管理するため、放置船の措置等を規定した条例を制定

放置艇から油漏れが発生（浜島港周辺一般海域）

＜今後の制定に向けて検討を進める条例＞

- 「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」
- 「三重県部落差別解消条例（仮称）」
- ジェンダーギャップ解消に向けた条例

令和８年度当初予算のポイント（主な新規・重点事業）

一般会計総額　８，９２９億円
［前年度比563億円（6.7%）増）］

※国の経済対策等を受けて一体的に編成する令和７年度12月補正（その２・その５）・２月補正と合わせて9,389億円
※本資料の掲載事業には一部２月補正を含みます。

三重県 Mie Prefectural Government

資料2-2

Ⅰ　県民の命と尊厳を守る　［R7：909億円→R8：950億円（前年度比42億円（4.6%）増）］

1．安全・安心な暮らしの実現［R7:666億円→R8：696億円（前年度比30億円（4.5%）増）］

(1)南海トラフ地震対策の強化

①「いのちを守る防災・減災総合補助金」による市町の避難所の環境改善、孤立地域対策、津波避難タワー整備等の支援［398百万円］

新②「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定の着手と「三重県広域受援計画」の改定などの取組の推進［28百万円］

新③県内市町や隣県と連携した災害廃棄物処理に係る広域訓練・仮置場候補地の位置情報のデジタル化・「三重県災害廃棄物処理計画」の改定に向けた調査［35百万円］

④木造住宅の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震性のない空き家の除却等の支援［216百万円］

(2)医療・介護提供体制の確保、健康づくり

新①人口動態の変化や昨今の医療機関の厳しい経営状況等をふまえ、医療需要等の調査分析を実施し、新たな地域医療構想の策定に着手［29百万円］

新②「三重県医師確保計画」の見直しや「医師偏在是正プラン」の策定により、総合的な医師偏在対策を推進［838百万円］

新③看護職員、薬剤師、介護人材確保に係る計画等の見直しと取組の推進［68百万円］

新④分娩取扱施設の施設・設備整備や施設継続、事業承継後の安定経営のための支援［578百万円］

新⑤新興感染症発生初動期の迅速な対応のためのマニュアル策定［5百万円］

(3)防犯等安全・安心の確保

新①通訳・翻訳の運用機会の増加に対応するため、部内通訳人を養成［6百万円］

新②特殊詐欺等の被害から県民を守るための広報啓発の実施［28百万円］

新③犯罪立証のためのデジタル・フォレンジック環境の高度化［29百万円］

新④ツキノワグマ対策のため市町が実施する緊急銃猟やパトロール等への支援等［82百万円］

2．子どもの健やかな成長を支える環境づくり

［R7：89億円→R8：97億円（前年度比8億円（8.5%）増）］

(1)幼児教育・保育の充実

①「みえ子ども・子育て応援総合補助金」による市町支援［300百万円］

新②中高生に向けた保育士として働く魅力の発信［2百万円］

(2)困難な状況にある子どもや家庭への支援

新①いじめ対策に係る学校問題ＡＤＲ（裁判外紛争解決手続）等の導入［4百万円］

②子ども食堂や子ども向け体験活動を実施する団体への支援［55百万円］

③フリースクールなどの子どもの居場所づくりへの支援［28百万円］

④校内教育支援センターの一層の設置促進［27百万円］

(3)児童虐待防止・社会的養育の推進

①児童相談所と警察が迅速に児童虐待の情報共有を行うシステムの構築［14百万円］

(4)子どもが豊かに育つ環境づくり

新①子ども医療費補助金について新たに中学生通院医療費を対象に拡大（補助率1/8）［116百万円］

新②５歳児健診に係る研修や医師派遣に係る市町支援［11百万円］

新③学校給食への地場産物の活用促進に向けた新たな連携モデルの構築［5百万円］

(5)学校における働き方改革と教員不足への対応

新①自治体協議会に参画し教員採用試験の問題作成を委託［3百万円］

②部活動の地域展開推進のため指導者配置等への支援［391百万円］

(6)自分らしく生き抜いていく力の育成

新①児童・生徒の自己肯定感を涵養する取組の更なる推進［2百万円］

新②県内企業の理解促進のため学校と企業をつなぐコーディネーター活用［10百万円］

新③多様な学びを提供できる普通科高校（フレキシブル高校等）の調査［6百万円］

3．人権の尊重・福祉の充実

［R7：153億円→R8：157億円（前年度比4億円（2.6%）増）］

(1)人権

新①「三重県性暴力の根絶をめざす条例」に基づく推進計画の策定［1百万円］

新②「部落差別解消条例（仮称）」制定及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」改正の検討［1百万円］

新③「三重県カスタマーハラスメント防止条例（仮称）」の制定及び周知・啓発に加え、相談機能の強化［19百万円］

(2)福祉

新①ひきこもりに係る理解促進の啓発、当事者交流会の開催［35百万円］

新②市町における包括的な支援体制のうち、先進性や有効性の高い取組をモデル事業として支援［15百万円］

新③孤独・孤立対策に係る他分野連携プラットフォームの構築［4百万円］

Ⅱ　未来を拓く　［R7：484億円→R8：516億円（前年度比32億円（6.7%）増）］

1．時代の変化と潮流を捉えた産業振興

［R7：108億円→R8：114億円（前年度比6億円（5.3%）増）］

(1)中小企業・小規模企業への支援

①展示会・商談会への参加促進など輸出や販路開拓に向けた取組を支援［47百万円］

(2)成長産業の育成、再生可能エネルギーの導入促進

新①県外スタートアップ企業の新たな誘致に向けた実証フィールドを活用した取組を支援［67百万円］

新②半導体関連産業のさらなる振興のため、方針を新たに策定するとともに、情報発信や半導体人材を育成［21百万円］

新③ペロブスカイト太陽電池の実証支援［15百万円］

新④洋上風力発電に係るサプライチェーン構築、データセンター等への再エネ電源を活用した取組の基礎調査や研究の実施［5百万円］

(3)農林水産業の振興

新①「三重の未来農業ビジョン（仮称）」の策定に向けた議論の実施［11百万円］

新②節水型乾田直播栽培技術等の実証試験の実施［10百万円］

新③「全国豊かな海づくり大会」のレガシーを継承するため、海業の取組を推進［45百万円］

新④森林由来Ｊ-クレジット創出促進の取組［14百万円］

2．観光振興と三重の魅力のプロモーション

［R7：19億円→R8：21億円（前年度比1億円（6.6%）増）］

(1)持続可能な観光地づくり

新①三重ならではの観光資源を生かした滞在型周遊観光やガストロノミーツーリズムの推進［47百万円］

新②高付加価値旅行者向けの上質な宿泊施設の誘致［1,839百万円の内数］

新③国内外の旅行者が安全・安心かつ快適に滞在できる受入環境充実への支援［626百万円］

新④ＪＲ関西線沿線の魅力的な観光資源の発掘・磨き上げ［5百万円］

(2)インバウンド等に向けた戦略的な観光誘客

①データに基づく「みえインバウンド誘客計画（仮称）」の策定［1百万円］

新②高付加価値旅行者の誘致拡大に向けたレップの設置・拡大［170百万円］

新③鉄道事業者との連携等によるゴールデンルートから県内への誘客促進［40百万円］

④主要空港からの県内誘客ルートに関する調査［20百万円］

新⑤第63回神宮式年遷宮を契機に三重県への関心を高めるため、大都市圏向けのプロモーションを実施［137百万円］

(3)世界遺産 熊野古道を生かした誘客

①市町が実施する、案内標識やトイレの整備への支援［13百万円］

②熊野古道伊勢路タクシーの実証運行［20百万円］

(4)多様な主体と連携したプロモーション

①「美し国みえ」を掲げた統一感のある情報発信等の実施［43百万円］

3．公共交通・インフラの整備

［R7：194億円→R8：203億円（前年度比9億円（4.7%）増）］※直轄事業除き

(1)公共交通の確保・充実

新①タクシー事業者と市町が連携した新たな公共ライドシェアモデルの実証［55百万円］

新②モビリティデータを活用した地域の最適な交通手段の導入支援や市町職員の“交通のプロ”を育成する実践的な講座の開設［30百万円］

新③女性や若者向けのバス運転士体験会の開催［4百万円］

(2)産業等を支えるインフラの整備

①地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの強化［18,494百万円］

新②リニア中央新幹線の開業や高速道路ネットワーク等の進展を見据えた道路ネットワークの検討［6百万円］

4．住みやすさ・にぎわいの創出

［R7：21億円→R8：26億円（前年度比6億円（27.7%）増）］

(1)文化振興

新①ＳＯＭＰＯ美術館等と連携した「アルベールマルケ展（仮称）」等の開催［85百万円］

新②東紀州地域の子ども対象の県立文化施設体験バスツアーの実施［5百万円］

③斎宮歴史博物館リニューアル展示物の製作、史跡斎宮跡整備基本計画（仮称）策定［229百万円］

(2)スポーツの推進

新①三重県誕生150周年を契機に、未来を担う子どもたちを主役とする「美し国三重市町対抗駅伝」を開催［30百万円］

新②特別支援学校の児童・生徒を対象に障がい者スポーツ教室を開催［3百万円］

(3)環境

新①環境学習情報センターの展示設備リニューアル［11百万円］

新②環境学習情報センターでのペロブスカイト太陽電池を用いた体験型展示の実施［10百万円］

新③ZEH基準を満たす住宅への補助金の創設［12百万円］

(4)平和

新①戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝える平和啓発の推進［6百万円］

(5)多文化共生の推進

新①日本語教育に関する総合窓口として、「みえ地域日本語教育支援センター（仮称）」を新設［[illegible]百万円］

(6)行政サービスのＤＸの推進

新①市町ＤＸ推進のためのデジタル専門人材派遣［23百万円］

5．実効性のある人口減少対策の推進

［R7：141億円→R8：150億円（前年度比9億円（6.3%）増）］

(1)ジェンダーギャップ解消

新①アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組の推進［19百万円］

新②ジェンダーギャップ解消に資する企業の主体的・自主的な取組の促進［6百万円］

新③条例制定に向けた検討の実施［4百万円］

新④「働く子育て世帯を支える子どもの居場所づくり補助金」の新設による「みえ子ども・子育て応援総合補助金」の好事例の横展開［30百万円］

(2)移住促進

新①「三重県移住促進計画（仮称）」の策定［7百万円］

新②ＡＩを活用した移住相談の仕組みの構築［3百万円］

(3)関係人口の創出等

新①ポータルサイトの構築、人材の連携促進の仕組みづくり［18百万円］

(4)自然減対策

①プレコンセプションケアに係る啓発セミナー・検査・助言の一体実施［14百万円］

(5)若者の県内定着等

①三重で暮らす・働く魅力を若者等に対し多様な媒体で発信［10百万円］

新②多くの若者に県内企業の求人情報が届くよう、新たに大手就職情報サイトとの連携を実施［6百万円］

(6)外国人労働者の受入環境の整備

新①県内企業を通じて、eラーニングを活用した日本語教育プログラムを実証［10百万円］

(7)業種ごとの人材確保に係る課題への対応

新①物流・交通、建設業、医師、薬剤師、看護職員、介護・福祉、保育士、農林水産業［2,823百万円］

(8)南部地域の若者定着・人口還流等

新①南部地域の関係人口創出に向けたコーディネーターの配置［12百万円］

6．未来に向けた三重県誕生150周年記念事業

［R7：１億円→R8：3億円（前年度比2億円（205.4%）増）］

(1)三重県誕生150周年記念事業

新①子どもたちに希望と笑顔を届ける記念式典等の開催［53百万円］

新②「ふるさと三重」をキーワードとした探究学習の機会の創出［2百万円］

新③防災関係機関と連携した防災フェスの開催［13百万円］

スフィア基準に基づく避難所環境改善に向けた取組について

令和7年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会資料

資料３

〇近年の災害では、建物倒壊などによる直接的な原因で亡くなる方よりも、避難生活の身体的負担などにより亡くなる「災害関連死」が上回る状況（令和6年能登半島地震：死者数の60%以上が災害関連死）

〇災害関連死を防ぐためには、スフィア基準（※）に基づく避難所環境改善が急務

※ スフィア基準…災害などの影響を受けた人々への人道支援の基準として、国の「避難所の質の向上」を考える際に参考とすべき国際基準

スフィア基準の具体的な基準

項目	目安
一人当たりの居住空間	3.5㎡の居住スペース
トイレの管理・確保	発災時：50人に1基 長期化する場合：20人に1基 男女比＝1：3

※ 上記以外に、温かい食事の提供や入浴施設の確保 等がある

過去の地震災害における災害関連死の状況

	死者数	うち災害関連死	割合
熊本地震	275	220	80.0%
能登半島地震	697	469	67.3%

（出典：熊本県及び石川県ホームページから引用）

能登半島地震
発災当初の
避難所の状況
（出典：内閣府資料）

〔参考〕

➢ 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月改定）

スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合

【目標】
令和12年度　100%

スフィア基準に基づく避難所環境改善に向けた取組について

【現　状】

〇令和7年夏、県内市町の避難所ごとの居住スペースや資機材備蓄の状況について調査を実施。

（令和7年12月9日判明分）

1　居住スペースの確保

市町によって一人当たりのスペースの考え方が異なる（1.5㎡～4.0㎡）

➢ 避難所の一人分スペースを3.5㎡に置き換えた場合の収容率 （3.5㎡を確保した場合の想定収容人数／現在の避難所収容人数）	57.5%
➢ 3.5㎡の一人分スペースを確保している避難所の割合 （3.5㎡を確保した避難所数／避難所総数） 協定により旅館・ホテル等を活用：10市町	4.9%

能登半島地震での避難所の仮設トイレ

2　プライバシー確保やトイレ環境の確保のための資機材の状況

市町では、避難所のほかに物資拠点施設での備蓄や協定締結による流通備蓄などにより確保を予定

※下記数値は避難所における資機材の確保状況

①パーティション等の確保ができている避難所の割合 資機材供給による協定により確保：19市町	10.1%
②ベッド等の確保ができている避難所の割合 資機材供給による協定により確保：18市町	19.9%
③トイレの確保状況 ・50人に1基の常設トイレを確保済	87.0%
・20人に1基の常設トイレを確保済	61.8%
・常設トイレを男女比＝1:3で確保済	7.0%
協定により確保：16市町	

スフィア基準に基づく避難所環境改善に向けた取組について

【市町が抱える課題】

- 資機材整備には多くの予算が必要であり、予算確保が難しい
- 居住スペースを確保するには広さや施設が十分にない
- スフィア基準を満たす環境の確保時期やイメージを市町単独で検討するのは困難であり、広域で考える必要がある
- 多様な避難者のニーズに対応できるノウハウが足りない

↓

避難所の環境改善に関する課題を解決するため、
令和8年度当初予算において取組を充実

スフィア基準に基づく避難所環境改善に向けた取組について

令和8年度実施予定の取組

①「いのちを守る防災・減災総合補助金」

〔R7〕330,588 千円 ⇒〔R8〕397,518 千円

※対前年度比20.3%増

- 津波避難タワー整備やスフィア基準をふまえた避難所の環境改善、孤立地域対策など、市町が取り組む防災・減災対策を支援
- 特に、避難所の環境改善分はR7に比べ**倍増**

〔R7〕40,000千円⇒〔R8〕80,000千円

【取組事例の一例】

〇マンホールトイレ及び専用テントの整備（明和町）

②【新規】「広域避難計画」の策定

- 市町で受け入れきれない避難者を域外市町等で円滑に受け入れるための手順等を整理

③市町の協定締結の促進

- 民間事業者との連携可能な関係を平時から構築

【取組事例の一例】

〇大規模災害時における避難所としての使用に関する協定（志摩市）

宿泊施設「志摩地中海村」を大規模災害時に避難所として利用することを目的に協定を締結。

また、地元自治会との合同訓練や市の図上訓練への参加など地域の防災体制構築にも積極的に貢献。

地元自治会との夜間訓練の様子（R7.12）

④被災地の支援活動に従事した専門家との意見交換の実施

- 多様な避難者ニーズに対応できるよう専門家を招いてノウハウを習得

トイレ対策に関する専門家との意見交換会（R7.9）